

160-0023

到達番号 202412021057321294

新宿区 西新宿 4-15-3 住友不動産西新宿ビル3号館7階

株式会社 T A S U K E

矢田 佐江子

様

202402023304187 00001

被保険者が在職中に70歳に到達し、70歳到達後も引き続き事業所に使用される場合は、厚生年金保険の資格を喪失（資格喪失原因「6」）し、70歳以上被用者に該当することとなります。
なお、70歳到達前後で標準報酬月額が変わらない方は、日本年金機構において、資格喪失及び70歳以上被用者該当の処理を行っています。
詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書

事業所整理記号 58-ケヨ

事業所番号 20458

被保険者整理番号	被保険者氏名	※1 資格喪失年月日	※2 資格喪失原因	※1 生年月日	※3 種別	基礎年金番号
52	高橋 龍南	R 6.11.23	04（他）	H 8.9.27	第一種	5180-859282

※1 元号 S:昭和 H:平成 R:令和

※2 喪失原因 4（他）:退職等 5（死亡）:死亡 6（70）:70歳到達による厚生年金保険のみ喪失
7（75）:75歳到達による健康保険のみ喪失 9（障害）:障害認定 3（快復）:障害の快復
11（協定）:社会保障協定による喪失

※3 種別 ※喪失原因コードは先頭に0が付与される場合あり（例:04（他）:退職等）
第一種:男性 第二種:女性 第三種:坑内員 特例第一種:男性（基金加入） 特例第二種:女性（基金加入）
特例第三種:坑内員（基金加入）

上記のとおり資格喪失が決定されたので通知します。

令和 6年12月 3日

日本年金機構理事長
(新宿年金事務所)

事業所整理記号 58 - ㍻㍻
事業所番号 20458
202402023304187 00001

健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書

*****この通知書のことで不服があるときなど*****

- この通知書の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定（以下「決定」という。）を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、この通知書の決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、決定を経なくても提起できます。この訴えは、決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）があったことを知った日から6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。
- この通知書を受け取ったら、すみやかに確認された資格喪失の内容を、それぞれの被保険者に通知しなければなりません。
また、被保険者の住所が明らかでないため通知できないときは、その旨を管轄の年金事務所へ連絡してください。